

II 指定申請について

8 介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出

サービス提供に係る報酬を受け取るためには、介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費等（以下「給付費」という。）の算定に係る体制について届け出る必要があります。

栃木県のホームページに届出に必要な書類の様式を掲載していますので、必要事項を記載し、県に提出してください。

※基本報酬のほかに各種加算を算定する場合、あらかじめ栃木県に届出なければ算定できない加算がありますので、御留意ください。

また、届出事項については、利用料に係る情報として各事業所等において掲示するなどして利用者・保護者等に対して周知してください。

《障害福祉サービス等報酬とは》

事業者がサービスを提供した場合に、その対価として支払われるサービス費用です。

報酬額のうち、障害者等の負担能力に応じた額（※）を利用者が負担し、残りの額が給付費として支給されます。

（※）負担能力に応じた額よりも報酬額の1割相当が低い場合には、1割相当の額を利用者が負担する。

障害福祉サービス等報酬は厚生労働大臣が定める基準（報酬告示）により規定されています。

サービス内容や利用者の状況等に応じた「単位」が報酬告示に定められており、事業所のサービス提供体制等に応じて単位数が加算・減算される仕組みとなっています。

なお、単位は原則的には「1単位=10円」で計算されますが、地域ごとの人件費の差を調整するため、「地域区分」ごとに上乗せ割合が設定されています。

※各市町の地域区分は「介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出書」に添付いただく「介護給付費等（障害児通所・入所給付費）の算定に係る体制等状況一覧表」に記載しています。

報酬算定のための要件等は報酬告示のほか、留意事項通知、Q&A等により定められています。

報酬告示や留意事項通知等については、[P66](#)をご覧ください。厚生労働省ホームページ等で御確認ください。